

総務常任委員会委員長報告

(平成25年6月議会)

それでは、総務常任委員会の審査の経過と結果の報告を申し上げます。

当委員会は、休憩中に開催し、付託を受けました議案2件の審査を行いました。

説明を求めるため、出席を求めた者は、市長、総務部長、政策推進部長、及び関係課長であります。

それでは、審査の結果につきまして、報告をさせていただきます。

議案第60号 栗東市市長、副市長の給与等に関する条例及び栗東市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について

当局から、本年7月1日から平成26年3月31日までの間において、市長、副市長及び教育長の給料月額をさらに5%削減し、あわせて15%の削減をする旨の説明がありました。

委員から、

特別職の給与等については、平成21年度から既に削減されている中で今回削減されることについてどのように考えるか。

との質疑に対し、当局から

市においては、今回、国に準じた給与削減措置への要請が行われたことは大変遺憾であるとしながらも、国の地方交付税の削減の影響が

市民サービスの低下につながらないようにするための苦渋の決断であった。

との答弁がありました。

その他質疑がありましたが、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第61号 栗東市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本市職員の給与については、平成24年1月から独自削減の上乗せとして、新たに1%～2%を追加削減することとし、本市職員の給料月額を、本年7月1日から平成26年3月31日までの間において、給料表の区分に応じ、あわせて給料月額に100分の2から100分の9をそれぞれ乗じて得た額を減額する。

併せて、管理職手当においても規則の一部改正により10%の削減を行う、旨の説明がありました。

主な質疑としましては、

全職員455人における月額削減と9ヶ月間の削減額は。

本市のラスパイレスはどのくらいに下がるのか。

組合員等の交渉経過と結果について

給与削減以外の対応についての検討は行ったか。

との質問に対し、当局から

一人当たりの平均は、月額 5、163円

9ヶ月間で46,466円

本市のラスパイレスは、国の指標を100とした場合、本市は平成24年4月1日で、本市独自削減を含めて101.7であり、今回の改正により99.9に下がることになる。

市長の考え方や集中改革プランとの整合も勘案しながら、組合との協議を重ね、組合員の理解が得られる中で妥結いただいた。管理職においても理解を得るために説明を行ってきた。

また、給与削減については、草津市、守山市、野洲市においても、特別職や削減率は異なるが対応されると聞いている。

本来は、自主的に決定されるべき地方公務員給与に対し、国に準じた給与額削減措置への要請が行われたことは、理解に苦しむが、まちを元気にしていくために、給与削減に踏み切る方針を決めた。

今後とも、職員の理解を得るとともに、モチベーションが下がら

ないように取り組んでいきたい。

との答弁がありました。

その他質疑がありましたが、討論もなく、採決の結果、
挙手 多数により 原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査結果の報告といたします。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。